

事務連絡

平成23年3月20日

都道府県

各 指定都市 民生主管部局 御中

中核市

(岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市を除く)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐

厚生労働省老健局高齢者支援課長補佐

「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の
派遣依頼について（追加連絡）

標記については、3月15日付け事務連絡（案件同旨）において連絡しているところですが、以下にご留意の上、よろしくお願い申し上げます。

- (1) 3月15日付け事務連絡においては、3月28日（月）から派遣が可能な介護職員等について登録をお願いしているところですが、同日以前であっても、現地からの派遣要請があり次第、随時派遣する予定であり、速やかに調整をお願いしたいこと。
- (2) 介護職員等が現地へ車で移動する場合、派遣元の各都道府県において、「緊急車両確認標章」の発行をしていただくことにつき、特段の配慮をお願いしたいこと。
- (3) (2)において、「緊急車両確認標章」の発行手続において、厚生労働省の証明が必要な場合には、個別に下記連絡先に相談されたいこと。（この場合、厚労省から、個別に「介護職員等の派遣依頼書」を送付する予定。）

○問い合わせ先

高齢者関係施設………老健局振興課人材研修係

永見係員：nagami-kazuki@mh1w.go.jp

(代 表) 03-5253-1111 (内線3936)

(ダイヤル) 03-3595-2889

(FAX) 03-3503-7894

児童・母子・婦人関係施設……………雇用均等・児童家庭局総務課調整係

村本係長 : muramoto-toshinari@mhlw.go.jp

岩瀬係員 : iwase-toyoaki@mhlw.go.jp

(代 表) 03-5253-1111 (内線7824)

(タ 作ルイ) 03-3595-2491

(FAX) 03-3595-2668

生活保護関係施設……………社会・援護局保護課予算係

櫻井係員 : sakurai-takuma@mhlw.go.jp

(代 表) 03-5253-1111 (内線2824)

(タ 作ルイ) 03-3595-2613

(FAX) 03-3592-5934